

第1期公募 令和6年6月1日～7月31日(必着) ▶ 補助金の予定額 9,000万円

第2期公募 令和6年9月1日～10月15日(必着) ▶ 補助金の予定額 1,000万円

※第1期公募予定額に残が生じた場合、第2期公募予定額に上積みされます。

個人ばく露測定定着促進補助金

自律的な管理を基本とする新たな化学物質規制が令和6年4月から全て施行となり、リスクアセスメント対象物を製造し、又は取り扱う事業者は、リスクアセスメントの結果に基づき、作業を行う労働者へのばく露をできる限り低減すること等が義務となりました。このリスクアセスメントの一環として、または適切な呼吸用保護具の選定のために実施される「個人ばく露測定」を行う事業者には、費用の一部を支援する「個人ばく露測定定着促進補助金」が交付されます。この補助金の申請、交付には条件があります。詳細は全国労働衛生団体連合会(全衛連)のウェブサイトをご参照ください。(https://www.zeneiren.or.jp/)



個人ばく露測定定着促進補助金を受けられることができる事業主

次の(1)～(3)すべてに該当する事業主が対象です。

- (1) 労働者災害補償保険の適用事業主
- (2) 右のいずれかに該当する中小事業主
- (3) リスクアセスメント対象物(労働安全衛生法第57条の3でリスクアセスメントの実施が義務づけられている有害物質)を製造し、又は取り扱う作業を行う作業場の個人ばく露測定を行う中小企業事業主(ただし、①法令で義務付けられた作業環境測定を実施し、第3管理区分が改善困難な場合に実施する個人ばく露測定、②金属アーク溶接等作業における個人ばく露測定、を除く)

業種		常時雇用する労働者数※1	資本金または出資の総額※1
小売業	小売業	50人以下	5,000万円以下
サービス業	物品賃貸業、宿泊業、娯楽業、複合サービス(例:協同組合)など	100人以下	5,000万円以下
卸売業	卸売業	100人以下	1億円以下
その他の業種	農・林・漁業、製造業、建設業、運輸業など	300人以下	3億円以下

※1労働者数が資本金のどちらか一方の条件を満たせば、中小企業事業主となります。

補助の対象となる経費及び補助金の算定方法

1. 補助の対象となる経費	2. 補助基準額	3. 補助金の算定方法
次に掲げる個人ばく露測定及び分析等に要する経費(消費税は除く) ①リスクアセスメント対象物取扱等作業中のデザイン及びサンプリング ②採取された試料の吸光光度分析法、原子吸光分析等の方法又はこれと同等以上の性能を有する分析方法による分析 ③作業環境測定士派遣料	個人ばく露測定及び分析等 1名当たり5万円	1欄に掲げる補助対象経費(最大2名分)と2欄に掲げる基準額とを比較して少ない方の額の2分の1を交付額とする。 なお、申請できるリスクアセスメント対象物取扱等従事労働者は1作業場当たり最大2名分。また、複数の作業場に係る申請があった場合、同一申請者当たりの交付金額の合計は5万円を上限とする。

申請方法

全衛連ホームページから指定様式をダウンロードし必要な書類を作成し、申請・補助金請求をしてください。

申請手続きの流れ

個人ばく露測定費用の見積	作業環境測定機関に相談の上で測定費用の見積書を作成してもらってください。
募集期間内に郵送等により申請	補助金交付申請書を全衛連ホームページからダウンロードし必要な添付書類を作成し、申請してください。
交付決定(不交付決定)	交付決定通知書(不交付決定通知書)を発送します。
測定の発注・測定実施	交付決定通知書が届いた後、作業環境測定機関に正式発注し、測定を実施してもらってください。 ※決定通知前に実施した場合の費用は補助対象となりません。
測定実績報告及び補助金請求書提出	測定実績報告及び補助金請求書を全衛連ホームページからダウンロードし、必要な書類を添付し申請してください。必要書類は令和7年2月28日(金)までに申請書提出先に到着するようご提出ください。この期日を過ぎて到着したものには補助金をお支払いできません。
補助金の交付	指定の口座に補助金が振り込まれます。

注意事項

この補助金は「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律」の対象のため、厳格な運用が求められる制度です。補助金の交付要綱、実施要領、交付規程、その他の規定類をよく読み、制度の内容を理解してから申請してください。

申請窓口・相談窓口

全衛連
(補助金交付事務代行事業者)

- 申請書類等の入手
http://www.zeneiren.or.jp
- 申請書提出先
〒108-0014
東京都港区芝4-11-5 田町
ハラビル5階
- 電子申請アドレス
hojyokin@zeneiren.or.jp
- 相談等
TEL: 03-6453-9969
(平日 午前10時～午後5時)

リスクアセスメントとばく露防止措置のプロセス (本補助金の活用例)

作業現場に存在する危険性、有害性の特定 / リスクの見積もり	リスク低減措置の検討	リスク低減措置の実施	労働者への通知
<p>3M™ ガスモニター</p>  <ul style="list-style-type: none"> リスクアセスメント対象物質に対するリスクの見積もり 濃度基準値を超えるおそれがある場合の確認測定 <p>測定結果は適切な呼吸用保護具の選定にご使用ください</p>	<p>リスク低減措置の優先順位</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 本質的対策 (危険性や有害性のより低い物質への代替など) 2 工学的対策・衛生学的対策 (発散源の密閉、局所排気設置の設置など) 3 管理的対策 (作業手順の改善等) 4 有効な個人用保護具の使用 	<p>吸収缶の交換時期に悩んでいませんか?</p> <p>3M™ サービスライフソフトウェアでは個人ばく露測定結果を基に吸収缶の破過時間の推定が可能です。</p> <p>↓</p> <p>https://sls.3m.com/</p>	

3M™ 防毒マスク

3M™ 面体 6500QL

3M™ 防じん機能付き有機ガス用吸収缶 6001/5911-S1



3M™ 面体 HF-50

3M™ 有機ガス用吸収缶 3301J-55



個人ばく露測定に使用できる3M™ ガスモニター (パッシブサンプラー)

高度なサンプリング機能をもつ小型・軽量ガスモニター。吸引ポンプを必要とせず、襟元に留めてキャップを開閉するだけの簡単操作で、作業の邪魔になりません。本製品は、リスクアセスメント対象物質に対するリスクの見積もりや、濃度基準値を超える恐れがある場合の確認測定で使用可能です。

3M™ 有機ガスモニター 3500+

トルエン、キシレン、アセトンなど多くの有機ガス・蒸気のサンプリングが行えます。



3M™ 有機ガスモニター 3501+ (低濃度用)

有機ガスモニターの高サンプリング速度タイプ。濃度の低い環境での測定や短時間測定、室内空気質測定に最適です。



3M™ ホルムアルデヒドモニター 3721+

ホルムアルデヒドなどアルデヒド類のサンプリングが行えます。



濃度基準値設定物質※1	CAS登録番号	3M™ ガスモニター対応状況		
		有機ガスモニター 3500+	有機ガスモニター 3501+ (低濃度用)	ホルムアルデヒドモニター 3721+
アクリル酸メチル	96-33-3	○	○	—
アセトアルデヒド	75-07-0	—	—	○
アセトニトリル	75-05-8	○	○	—
アルファ-メチルスチレン	98-83-9	○	○	—
イソホロン	78-59-1	○	○	—
エチレンクロロヒドリン	107-07-3	○	○	—
エピクロロヒドリン	106-89-8	○	○	—
塩化アリル	107-05-1	○	○	—
クメン	98-82-8	○	○	—
グルタルアルデヒド	111-30-8	—	—	○
クロロエタン (別名塩化エチル)	75-00-3	—	○	—
酢酸ビニル	108-05-4	○	○	—
ジエチルケトン	96-22-0	○	○	—
ジクロロエチレン (1,1-ジクロロエチレンに限る)	75-35-4	○	○	—
ジクロロベンゼン (パラ-ジクロロベンゼンに限る)	106-46-7	○	○	—
しょう脳	76-22-2	○	○	—
1, 2, 3-トリクロロプロパン※2	96-18-4	○	○	—
パラ-ターシャリーブチルトルエン	98-51-1	○	○	—
2-ブテナール	4170-30-3	—	—	○
フルフリルアルコール	98-00-0	—	○	—
1-プロモプロパン	106-94-5	○	○	—

2024年6月現在

※1 労働安全衛生規則第577条の2第2項の規定に基づき厚生労働大臣が定める物及び厚生労働大臣が定める濃度の基準等 (一覧) から抜粋。令和6年4月1日適用の物質のみを掲載。その他の測定可能な物質は定量分析説明書を参照ください。

※2 発がん性が明確であるため、長期的な健康影響が生じない安全な閾値としての濃度基準値を設定できない物質。事業者は、この物質に労働者がばく露される程度を最小限度にしなければならない。

3Mは、3M社の商標です。



スリーエム ジャパン株式会社
安全衛生製品事業部
<http://go.3m.com/psd>

Please Recycle. Printed in Japan.
© 3M 2024. All Rights Reserved.
OHS-1585-A

3M™ 有機ガスモニターの分析方法



3M™ ホルムアルデヒドモニターの分析方法



カスタマーコールセンター

製品のお問い合わせはナビダイヤルで

 **0570-011-321**

9:00~17:00 / 月~金 (土日祝年末年始は除く)